

平成26年度滝川地区広域消防事務組合人事行政の運営等の状況について

I 任命権者からの報告の概要

1 職員の競争試験の状況

職員の採用状況（平成25年度）

採用者数 6人

2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の退職の状況（平成25年度）

区 分	退 職 者 数
勸 奨	4人
定 年	2人

(2) 所属別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数 (人)		対前年増減数 (人)
	平成25年	平成26年	
消 防 本 部	9 (24)	12 (32)	3 (8)
滝川消防署	46	47	1
江 竜 支 署	19	19	
新十津川支署	14	14	
小 計	79	80	1
芦別消防署	-	46	46
赤平消防署	-	34	34
合 計	88 (24)	172 (32)	84 (8)

※ 職員数は派遣職員を含み、臨時職員及び嘱託職員は除いています。（ ）内は兼務職員数。

※ 消防広域化により平成26年4月1日から芦別市消防本部と赤平市消防本部が滝川地区広域消防事務組合に加入しています。

職員の身分は地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣職員となり、滝川地区広域消防事務組合への派遣職員の給与に関する条例により、派遣職員の給料は派遣をした地方公共団体の関係規定を準用しています。

(3) 級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務	主事	主任級	係長・主査・主任		課長補佐	課長 主幹	消防長 次長	
職員数（人）	25	8	3	26	11	13	2	88
構成比（%）	28.4	9.1	3.4	29.5	12.5	14.8	2.3	100
25.4.1構成比	22.7	10.2	1.2	37.5	12.5	13.6	2.3	100

※ 主たる構成団体の内容を記載しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成26年度当初予算）

歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の人件費率
千円	千円	%	%
1,832,554	1,324,962	72.3	73.5

(2) 職員の給与費の状況（平成26年度当初予算）

職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与 費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
172	615,451	162,452	219,235	997,138	5,797

※ 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 職員の初任給の状況

区 分	消 防 職	事 務 職
大 学 卒	178,800円	172,200円
短 大 卒	158,700円	152,800円
高 校 卒	144,500円	140,100円

※ 主たる構成団体の内容を記載しています。

(4) 主な職員手当の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	内 容																
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ・配偶者のいない場合の1人目 月額11,000円 ※ なお、16歳から22歳までの子の場合には、5,000円が加算される。																
住居手当	1 借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃の額に応じ、月額27,000円まで 2 持家居住者 月額8,000円																
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の者 1 交通機関等利用者 運賃等に応じ月額55,000円まで 2 交通用具使用者 通勤距離に応じ月額24,500円まで																
特殊勤務手当	特に危険・不快・不健康などの特殊な勤務の場合に支給。 災害出動手当、救急業務手当など7種類。																
期末勤勉手当	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.225月分</td> <td>0.675月分</td> <td>1.9月分</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.375月分</td> <td>0.675月分</td> <td>2.05月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.6月分</td> <td>1.35月分</td> <td>3.95月分</td> </tr> </tbody> </table> ※職務の級による加算措置があります。		期末手当	勤勉手当	計	6月	1.225月分	0.675月分	1.9月分	12月	1.375月分	0.675月分	2.05月分	計	2.6月分	1.35月分	3.95月分
	期末手当	勤勉手当	計														
6月	1.225月分	0.675月分	1.9月分														
12月	1.375月分	0.675月分	2.05月分														
計	2.6月分	1.35月分	3.95月分														
寒冷地手当	11月から翌年3月まで支給 1 扶養親族のある世帯主 月額26,380円 2 その他世帯主 月額14,580円 3 その他 月額10,340円																

※ ほかに時間外勤務手当、管理職手当などがあります。

※ 主たる構成団体の内容を記載しています。

(5) 退職手当状況（平成26年4月1日現在）

退職手当の額は、退職したときの給料月額に、この表に示すような支給率を乗じて得た額となります。

区 分		自 己 都 合	勸奨・定年
支 給 率	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
	最高限度	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

① 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分と定められています。

② 職員の勤務時間の割振り

ア 日勤勤務職員については、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までで、1日につき7時間45分です。なお、この勤務時間中に1時間の休憩時間があります。

イ 交替勤務職員については、勤務時間は午前8時30分から翌日の午前8時30分までで、1回の勤務につき15時間30分です。なお、この勤務時間中に8時間30分（連続して4時間の仮眠時間を含む。）の休憩時間及び30分の休息時間があります。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況（平成25年度）

労働基準法第39条の諸規定に基づいて与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります

総付与日数（A）	総使用日数（B）	対象職員数（C）	平均使用日数 （B）／（C）	消化率 （B）／（A）
3,357日	1,020日	87人	12日	30.4%

(3) 特別休暇の導入状況

特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。

（主な特別休暇と付与日数）

ア 骨髄提供のための休暇 必要と認められる期間

イ ボランティア休暇 5日の範囲内の期間

ウ 結婚休暇 連続する5日の範囲内の期間

エ 配偶者出産休暇 職員の配偶者が出産する場合、3日の範囲内の期間

オ 夏季休暇 6月から10月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間

カ 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇 5日の範囲内の期間

(4) 病気休暇の概要

負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させるために設けられた有給の休暇です。

(5) 育児休業及び部分休業の利用状況

育児休業は最大で3年間（子が3歳に達する日までの期間）取得可能であり、また、子を養育するための継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度（子が小学校就学の始期に達する日までの期間）を設けており、1日2時間の範囲内で部分休業を取得することが可能です。

なお、休業した期間の給与は減額されます。

平成25年度の取得は、ありませんでした。

(6) 介護休暇の取得状況

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、6月の範囲内で取得することができる無給の休暇です。

平成25年度の取得は、ありませんでした。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分状況

平成25年度に分限処分は、ありませんでした。

(2) 懲戒処分状況

平成25年度の懲戒処分は、ありませんでした。

6 職員のサービスの状況

(1) 地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務の免除の概要

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。

ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合及び厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

7 職員の研修の状況

(1) 研修の実施状況（平成25年度）

消防大学校

研 修 内 容	日 数	受講者	延日数
総合教育幹部科	50日	1人	50日

北海道消防学校

研 修 内 容	日 数	受講者	延日数
初任教育 前期	142日	3人	426日
初任教育 後期	149日	3人	447日
専科教育 救急科（第1回）	50日	3人	150日
専科教育 救急科（第2回）	49日	2人	98日
気管挿管再認定講習	1日	4人	4日
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡 気管挿管救急救命士認定講習	2日	2人	4日

合 計		18人	1,179日
-----	--	-----	--------

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

共済制度を運用し、実施する主体は北海道市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業及び住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他の福利厚生制度として、職員のための任意の互助組織である「滝川地区広域消防事務組合親和会」を組織し、職員の冠婚葬祭に際しての給付や職員の親睦等の事業を実施しています。

なお、消防組合からの補助金は、平成19年度から廃止となっています。

また共同互助会として「北海道市町村職員福祉協会」があり、「貸付事業」、「福利厚生事業」、「生命共済事業」、「医療給付事業」等の事業を行っています。平成25年度の公費補助金等総額は233,000円、公費負担率は50.1%、会員数は88名（H26.3加入数）で、一人当たりの公費負担額は2,648円となっています。

※北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容は、福祉協会のホームページ

<http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/>に掲載されています。

(2) 職員の健康管理の状況（平成25年度）

職員の健康診断の状況

種 別	受診者数
総 合 健 診	53人
定 期 健 康 診 断（第1回）	31人
定 期 健 康 診 断（第2回）	69人
腰 椎 検 査	19人

(3) 公務災害補償の状況（平成25年度）

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成25年度の公務災害又は通勤災害の認定は、1件でした。

II 公平委員会の報告の状況

平成25年度において、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てに係る案件はありませんでした。